

業債第13号(例)
2020年3月13日

代 理 店
国 債 代 理 店 御中
国債元利金支払取扱店

日 本 銀 行 業 務 局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が施行されることに伴い、標記規程(平成27年12月4日付業債第40号別紙1)(一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。)の一部を別紙のとおり改正し、2020年4月1日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

- 330①中、「時効が中断し、または停止した場合を除く。」を「時効の更新または完成猶予の事由が生じた場合を除く。」に改める。